

【巻頭言】

短期大学の廃止

学校法人島津学園 事務局長 廣瀬 佳治

日時の流れるのは早いもので、皆様のご支援を頂き開学した京都医療科学大学は、平成24年3月、第2期卒業生を送り出すことが出来ました。平成24年度も90名の新入生を迎えることが出来ホッとしているところです。皆様ご承知の通り、京都医療科学大学は、短期大学の廃止を前提に開学を認可され、短期大学は在学生全員の卒業を持って廃止という計画でした。紆余曲折はあったものの、平成22年度にすべての在学生が卒業しました。廃止には認可が必要で、廃止申請年度以降の2年間の法人事業計画及び予算が審査されます。去る平成23年3月法人理事会は短期大学の廃止とともに今後2年間の事業及び予算案の措置を承認し、同年8月1日、文部科学省に廃止を申請、平成23年10月17日付で承認を得ました。受領した文部科学大臣の通知に同封されていたのは、「学校法人寄附行為変更認証書」でした。京都医療技術短期大学の廃止という文言は入っていません。これには学校法人制度を理解する必要があるのですが、設立者や協賛者が行う寄附で設立された学校法人の目的やルールを記載した文書・書面のことを寄附行為といいます。この寄附行為が文部科学大臣の許認可の対象になり、短期大学の廃止は、島津学園寄附行為の第4条に記載されている「設置する学校」から京都医療技術短期大学を削除するという寄附行為の変更認可に過ぎないこととなります。削除により法人の経営がどうなるかを2年間の事業計画と予算で確認をされます。当然のことですが、優等生とまではいかなくても成績はまずまずの島津学園ですので、申請以降新たな指摘はなく無事認可されました。専門学校及び短期大学卒業生の学籍簿の継承は、京都医療科学大学が行うこととなります。



平成元年の短期大学の開学は、法人にとっても一大事業でした。専門学校は都道府県管轄で知事の許認可でしたが、短期大学は文部科学省の管轄となるため、法人の財務状況、管理運営体制、校地、校舎等大学設置の趣旨と共に厳しく審査されます。校地の必要面積確保のため、現在地へ引越し、また不足する資金を学友会や、島津製作所の支援を受け、ようやく念願の京都医療技術短期大学設置の認可を得ました。京都大学から学長を招聘し、小さいながらも教員と学生が一体となった大学生活は、記憶して頂いていると思います。短期大学は平成元年の開学以来22年間に渡り、職業人としての診療放射線技師の養成に力を注いできました。その間に実に1426名の卒業生を送り出すことが出来ました。しかし平成期は高等教育にとっても変換期でした。国立短期大学が相次いで4年制大学の学部に移行し、数多く存在した私立短期大学も4年制になりました。本学の4年制への転換は学友会の後押しが非常に大きな要因となっています。現場の体験をもとに後輩たちのために母校は何をすべきかを真剣に考慮された結果だったと思います。

学校法人の基本ルールは寄附行為と呼ばれていると書きました。学校法人は寄附で成り立っているというのが制度上の原則です。文部科学省も大学への寄附が増加するように税制上の優遇措置(税額控除)を設けましたが、この適用を受けるには年平均100件以上(3千円/件以上)の寄附

者が必要で、本学は残念ながらこの条件を満たしておりません。現時点では、寄附の所得控除は適用されますが、税額控除の条件を満たし、一般の人たちも含めて寄附をしやすい状況を作っていくのが、本学の発展にも貢献できることと考えています。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご報告と役目柄のお願いになってしまいましたが、学友会の皆様の益々のご発展を祈念しております。

以上

* 通巻 204 号 2012 年 7 月 10 日発行(H24-No.2)より